

公 告

令和8年9月14日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再開発の方針を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、この都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、広島市の住民及び利害関係人は、この公告の日から縦覧期間満了の日までに、広島市に意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類、都市計画を定める土地の区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再開発の方針

(2) 都市計画を定める土地の区域

広島圏都市計画区域のうち、広島市域の市街化区域

2 縦覧期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月1日（木）まで

3 意見書提出期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月1日（木）まで

4 縦覧場所

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 | 広島市都市整備局都市計画課 |
| (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 | 中区役所建設部建築課 |
| (3) 広島市東区東蟹屋町9番38号 | 東区役所建設部建築課 |
| (4) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 | 南区役所建設部建築課 |
| (5) 広島市西区福島町二丁目2番1号 | 西区役所建設部建築課 |
| (6) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 | 安佐南区役所農林建設部建築課 |
| (7) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 | 安佐北区役所農林建設部建築課 |
| (8) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 | 安芸区役所農林建設部建築課 |
| (9) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 | 佐伯区役所農林建設部建築課 |